

2019年度（平成31年度）における 市民参加対象事項の取組予定に対する 評価結果報告書

安城市市民参加推進評価会議

平成31年4月16日

安城市長 神谷 学 様

安城市市民参加推進評価会議

会 長 岩 井 洋 二

平成31年3月15日に市民参加推進評価会議を開催し、平成31年度における市民参加対象事項の取組予定に対する評価結果をまとめましたので報告します。

1 市民参加の対象

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成23年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。条例第6条で次の4項目を市民参加の対象としています。

- （1）条例の制定または改廃
- （2）計画の策定または変更
- （3）制度の導入または改廃
- （4）公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

2 市民参加の手段

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目の1以上の方法により行うこととしています。

- （1）審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- （2）パブリックコメント
- （3）市民説明会
- （4）ワークショップ

3 評価結果

平成31年度に市が取り組む予定の市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

評価基準	評価内容		
(1) 市民参加の手法の組み合わせは十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(2) 市民参加の回数等は十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(3) 工夫されているか	○：工夫している	△：まあまあ工夫	×：工夫されていない

No.	対象事項	評価結果		担当課
1	総合計画の中間見直し	(1)	○	企画情報課
		(2)	△	
		(3)	△	
2	(仮) 自治基本条例の検証	(1)	○	企画情報課
		(2)	△	
		(3)	△	
3	安城市教育大綱	(1)	△	企画情報課
		(2)	△	
		(3)	△	
4	障害者福祉計画の策定	(1)	△	障害福祉課
		(2)	△	
		(3)	△	
5	あんジョイプラン9の策定	(1)	○	高齢福祉課
		(2)	○	
		(3)	△	
6	安城市子ども子育て支援事業計画の策定	(1)	△	子育て支援課
		(2)	○	
		(3)	△	
7	第二次環境基本計画の策定	(1)	○	環境都市推進課
		(2)	○	
		(3)	△	
8	第2次雨水マスタープランの策定	(1)	○	土木課
		(2)	○	
		(3)	△	
9	第4次安城市生涯学習推進計画の策定	(1)	○	生涯学習課
		(2)	△	
		(3)	△	
10	(仮称) 文化振興計画の策定	(1)	△	文化振興課
		(2)	△	
		(3)	△	
11	(仮称) 本證寺史跡公園の内容についての提案と協議	(1)	△	文化振興課
		(2)	△	
		(3)	△	

4 対象事項への意見等

※ 6 ページの市民参加の推進全般に関するご意見等を参考としてください。

No.1 対象事項名	総合計画の中間見直し【企画情報課】
事業の概要	市民と行政の協働によるまちづくりを推進し、本市の長期的なまちづくり方針を策定した計画の中間見直しをする。
意見	・単なる中間見直しに終わるのではなく、幅広い市民の意見を取り入れると共に、原点に立ち戻り、大胆な見直しを実施していただきたい。

No.2 対象事項名	(仮) 自治基本条例の検証【企画情報課】
事業の概要	自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要であるとし、市民が主役の自治の実現を目指した条例の検証をする。
意見	※

No.3 対象事項名	安城市教育大綱【企画情報課】
事業の概要	地域の実情に応じた教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を策定する。
意見	・教育大綱は、「学校教育」、「文化芸術」、「スポーツ」、「生涯学習」の4つの分野で成り立っているので、パブリックコメントだけでなく、各分野の方（男女1名以上）を交えた審議会等の市民参加の手法も実施していただきたい。

No.4 対象事項名	第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画の策定【障害福祉課】
事業の概要	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定する。
意見	・アンケートだけでなく、障害者本人、家族などの声も反映して策定していただきたい。

No.5 対象事項名	あんジョイプラン9の策定【高齢福祉課】
事業の概要	高齢者の福祉全般にわたる施策に関する高齢者福祉計画及び介護保険事業運営の基本となる介護保険事業計画を策定する。
意見	・高齢化率も高まっていくため、地域ケアの力が重要になると思います。そこで、公募市民の増員を検討していただきたい。

No.6 対象事項名	安城市子ども子育て支援事業計画の策定【子育て支援課】
事業の概要	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項及び安城市子ども・子育て会議条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、安城市子ども・子育て支援事業計画を策定する。
意見	※

No.7 対象事項名	第二次環境基本計画の策定【環境都市推進課】
事業の概要	地球温暖化防止の観点からエネルギー関連施策の拡充、持続可能なまちづくりに向けた取り組みの重点化を図る計画を策定する。
意見	・環境問題に興味を持つきっかけとするため、大人だけでなく小・中学生、高校生にもアンケートを実施していただきたい。

No.8 対象事項名	第 2 次雨水マスタープランの策定【土木課】
事業の概要	雨水対策の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため第 2 次雨水マスタープランを策定する。
意見	特になし

No.9 対象事項名	第 4 次安城市生涯学習推進計画の策定【生涯学習課】
事業の概要	安城市教育大綱に基づき、分野別計画として、第 4 次安城市生涯学習推進計画を策定する。
意見	・アンケートを生涯学習課で実施しているシルバーカレッジの方に実施していただきたい。 ・社会教育審議会に公募市民をいれていただきたい。

No.10 対象事項名	(仮称)文化振興計画の策定【文化振興課】
事業の概要	安城市教育大綱に基づき、分野別計画として、(仮称)文化振興計画を策定する。
意見	・新規作成であるため、幅広い市民の意見を取り入れると共に、「安城市における文化振興とは何か」を含め、十分な議論を尽くし、策定していただきたい。

No.11 対象事項名	(仮称)本證寺史跡公園の内容についての提案と協議 【文化振興課】
事業の概要	(仮称)本證寺史跡公園について、基本設計から完成まで、その内容を提案、協議する。
意見	・地元代表には、本證寺の住職を加えていただきたい。 ・本證寺を史跡(文化財)としてだけでなく、市民生活のあらゆる側面と結びつけた議論を尽くして策定するために、幅広い人材・意見を取り入れていただきたい。

5 市民参加の推進全般に関するご意見等

- ・継続で計画等を策定する時は、単なる継続ではなく、幅広い市民の意見を取り入れると共に原点に立ち戻り、ゼロベースで策定していただきたい。
- ・新規で計画等を策定する時は、幅広い市民の意見を取り入れると共に、市民生活のあらゆる側面と結びつけた議論を尽くし、策定していただきたい。
- ・原則として、市民参加条例第13条第4項の規定を参考に全ての審議会等において委員総数の5分の1を目安に公募市民を検討していただきたい。
- ・委員の男女比は、男女共同参画推進条例第14条第2項に規定のとおり、男女の委員の数が著しく均衡を欠くことのないよう努めていただきたい。
- ・選挙権が18歳となったため、アンケート対象者を20歳以上ではなく、18歳以上にしてはどうか。そうすることで、若者が自分たちの住む安城について考えるきっかけになると思う。学校を巻き込むことは大変だとは思いますが、可能なことから少しずつ若い力の新風を注いでいただきたい。

6 市民参加推進評価会議について

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2年間の任期で、10名のメンバーで構成されています。

	氏 名	職 名	区 分
会長	岩井 洋二	安城市町内会長連絡協議会会長	公共的団体
副会長	石原 春代	さんかく21・安城会長	市民団体
委員	荻野 留美子		公募市民
〃	杉浦 武雄		
〃	小島 英樹		
〃	吉村美代子		
〃	昇 秀樹	名城大学教授	学識経験者
〃	小森 義史	安城市市民協働サポータークラブ会長	市民団体
〃	神谷 邦子	NPO法人えんご会理事長	市民団体 公共的団体
〃	川澄 琴枝	安城商工会議所青年部	

（任期：2017年6月1日～2019年5月31日）